

原発本第227号
2020年3月23日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
申請者名 九州電力株式会社
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
2019年11月22日付け、原発本第150号をもって変更認可申請（2020年2月14日付け
原発本第206号で一部補正）しました川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書につい
て、下記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文、別添（川内原子力発電所原子炉施設
保安規定変更前後比較表の変更後欄）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）を添付2のとおり
一部補正する。

以上

補正の理由

1. 本文「2. 変更の理由」の一部補正

記載の適正化を行う。

2. 別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の一部補正

第33条（計測及び制御設備）の所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置に係る注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。（以降の注釈番号を繰り上げる。）

また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文のうち
「2. 変更の理由」の一部補正

2. 変更の理由

(1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置することに伴い、以下の条文について変更を行う。

- ・第83条（重大事故等対処設備）
- ・添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）
- ・添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更

設備の保守性、信頼性向上の観点から、原子炉安全保護盤についてデジタル制御装置を採用した制御盤に取り替える。

あわせて、原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の作動信号の一部について、作動信号に用いる検出信号を増やし、信頼性及び保守性の向上を図ると共に、設定値を最新プラントの考え方で整合させる観点から、原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の作動信号の設定値を変更する。これらの工事等に伴い、以下の条文について変更を行う。

- ・第33条（計測及び制御設備）
- ・第34条（DNB比）
- ・第42条（加圧器）

また、デジタル制御装置の採用により電源容量が増加し、全交流電源喪失時の蓄電池（安全防護系用及び重大事故等対処用）の負荷が増加することから、全交流電源喪失時における不要直流負荷の早期隔離の手順が追加されたことを踏まえ、「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」を変更する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち
別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の
補正前後比較表

機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当
7. 1次冷却材可変温度高 過大温度△T高	第34条の設定範囲内	モード1 及び 2	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u> B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長
8. 1次冷却材可変温度高 過大出力△T高	第34条の設定範囲内	モード1 及び 2	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u> B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa[gage]以上	モード1 (f)	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u> B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長

※15：当該計測及び制御設備に拘束されている機能が達成されている状態を確認するための点検時においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

機 能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当
7. 1次冷却材可変温度高 過大温度△T高	第34条の設定範囲内	モード1 及び 2	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>※16</u> B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長
8. 1次冷却材可変温度高 過大出力△T高	第34条の設定範囲内	モード1 及び 2	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>※16</u> B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa[gage]以上	モード1 (f)	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>※16</u> B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長

※15：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※16：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる（以下、本条において同じ）。

補正箇所	申請書の別添 (1)内原子力発電用原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更欄 また、※15の注釈について、 記載の適正化を行う。	・注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、 ※16を削除する。（以降の 注釈番号を繰り上げる。） また、※15の注釈について、 記載の適正化を行う。
------	--	--

機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1及び2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ当たり 4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
		定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ当たり 4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の95%以上	モード1(f)	1母線当たり3		A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3		A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長

機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1及び2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ当たり 4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
		定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ当たり 4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の95%以上	モード1(f)	1母線当たり3		A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3		A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長

補正箇所	申請書の別添 (Ⅰ)内原子力発電用原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄	・注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、 ※16を削除する。(以降の 注釈番号を繰り上げる。 また、※15の注釈について、 記載の適正化を行う。
------	---	---

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
	1台 開	モード1 (g)			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	2台 開	モード1 (h)	モード1 及び2	1次冷却材ポンプ1台当たり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長		
	蒸気流量-給水流量差と蒸気発生器水位低の一致	873 t/h以下			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					
16. 蒸気流量-給水流量差と蒸気発生器水位低の一致	蒸気発生器水位低	計器スパンの23 %以上	モード1 及び2	1ループ当たり2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長		
	蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11 %以上			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					
17. 蒸気発生器水位異常低	蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11 %以上	モード1 及び2	1基当たり4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長		
	蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11 %以上			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
	1台 開	モード1 (g)			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	2台 開	モード1 (h)	モード1 及び2	1次冷却材ポンプ1台当たり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
	蒸気流量-給水流量差と蒸気発生器水位低の一致	873 t/h以下			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					
16. 蒸気流量-給水流量差と蒸気発生器水位低の一致	蒸気発生器水位低	計器スパンの23 %以上	モード1 及び2	1基当たり4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長		
	蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11 %以上			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					
17. 蒸気発生器水位異常低	蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11 %以上	モード1 及び2	1基当たり4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長		
	蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11 %以上			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</i> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					

補正箇所	申請書の別添 (1)内原子力発電用原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄) ・注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。) また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。
------	--

機能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
	1号炉及び2号炉				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当		
	6.4 MPa[gage]以上 非常しゃ断油圧低	モード1(f)			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u> B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
18. ターピントリップ	主蒸気止 め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
19. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	4※15	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u> B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u> B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					
		鉛直方向	原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u> B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間				

機能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
	1号炉及び2号炉				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当		
	6.4 MPa[gage]以上 非常しゃ断油圧低	モード1(f)			A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>※16</u> B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
18. ターピントリップ	主蒸気止 め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
19. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	4※15	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>※16</u> B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>※16</u> B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					
		鉛直方向	原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>※16</u> B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間				

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

補正箇所

申請書の別添
(1)内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄

- ・注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、
※16を削除する。(以降の
注釈番号を繰り上げる。)
また、※15の注釈について、
記載の適応化を行う。

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
21. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{11} \sim 1.3 \times 10^{10}$ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
e. P-13	高圧ターピン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-13未満にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
※16：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。									
補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)									
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
21. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{11} \sim 1.3 \times 10^{10}$ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
e. P-13	高圧ターピン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-13未満にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
※16：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。									
補正箇所									
申請書の別添 (1)内原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄									
・注釈※16として記載している内容を指置欄に記載し、 ※16を削除する。(以降の 注釈番号を繰り上げる) また、※15の注釈について、 記載の適正化を行う。									

	表 33-3 工学的安全施設等作動計装													
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
1. 非常用炉心冷却系														
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード 1、2、3 及び 4	2 系統 ^{※17}	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 5 にする。	6 時間 12 時間 56 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
b. 手動起動	—	モード 1、2、3 及び 4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 5 にする。	48 時間 12 時間 56 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード 1、2 及び 3	4 ^{※18}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作不能である。ただし、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	6 時間 12 時間 36 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1 日に 1 回	保修課長 当直課長					
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード 1 及び 2 (b)	4 ^{※18}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作不能である。ただし、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	6 時間 12 時間 36 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1 日に 1 回	保修課長 当直課長					
※ ¹⁷ : 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの 1 系統が動作可能であることを条件に、2 時間に限り、1 系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。														
	表 33-3 工学的安全施設等作動計装													
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
1. 非常用炉心冷却系														
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード 1、2、3 及び 4	2 系統 ^{※18}	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 5 にする。	6 時間 12 時間 56 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
b. 手動起動	—	モード 1、2、3 及び 4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 5 にする。	48 時間 12 時間 56 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード 1、2 及び 3	4 ^{※18}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作不能である。ただし、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	6 時間 12 時間 36 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1 日に 1 回	保修課長 当直課長					
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード 1 及び 2 (b)	4 ^{※18}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作不能である。ただし、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	6 時間 12 時間 36 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1 日に 1 回	保修課長 当直課長					
※ ¹⁸ : 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの 1 系統が動作可能であることを条件に、2 時間に限り、1 系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。														
	表 33-3 工学的安全施設等作動計装													
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)														
	表 33-3 工学的安全施設等作動計装													
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
1. 非常用炉心冷却系														
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード 1、2、3 及び 4	2 系統 ^{※18}	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 5 にする。	6 時間 12 時間 56 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
b. 手動起動	—	モード 1、2、3 及び 4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 5 にする。	48 時間 12 時間 56 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード 1、2 及び 3	4 ^{※18}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作不能である。ただし、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	6 時間 12 時間 36 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1 日に 1 回	保修課長 当直課長					
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード 1 及び 2 (b)	4 ^{※18}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作不能である。ただし、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。 B. 2 当直課長は、モード 4 にする。	6 時間 12 時間 36 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1 日に 1 回	保修課長 当直課長					
※ ¹⁸ : 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの 1 系統が動作可能であることを条件に、2 時間に限り、1 系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。														
	表 33-3 工学的安全施設等作動計装													
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
補正箇所														
	申請書の別添													
	(1) 内原子力発電用原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更欄													
	• 注釈※16 として記載している内容を指置欄に記載し、※16 を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる) また、※15 の注釈について、記載の適正化を行う。													

機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低 1号炉及び2号炉 12.04 MPa[gage]以上	モード1、2 及び3 (a)	4 ^{※16}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	加圧器水位低 計器スパンの 3 %以上		4 ^{※16}	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	f. 主蒸気ライン差圧高 0.94 MPa 以下	モード1、2 及び3	各主蒸気 ラインごとに 4 ^{※16}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致 2095 t/h 以下 (定格出力時)	モード1、2 及び3 (d)	各主蒸気 ラインごとに 2	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	主蒸気ライン圧力低 3.35 MPa[gage]以上		各主蒸気 ラインごとに 4 ^{※16}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	1次冷却材平均温度異常低 281.9 °C以上		4 ^{※16}	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
				A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間			
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
f. 主蒸気ライン差圧高 0.94 MPa 以下		モード1、2 及び3	各主蒸気 ラインごとに 4 ^{※16}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致 主蒸気流量高 2095 t/h 以下 (定格出力時)	モード1、2 及び3 (d)	各主蒸気 ラインごとに 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	主蒸気ライン圧力低 3.35 MPa[gage]以上		各主蒸気 ラインごとに 4 ^{※16}	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	1次冷却材平均温度異常低 281.9 °C以上		4 ^{※16}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
				A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間			
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
補正箇所	申請書の別添 (1)国内原子力発電用原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更欄	補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号) 補正後	申請書にて記載している内容を指置の欄に記載し、 ※16を削除する。(以降の 注釈番号を繰り上げる。 また、※16の注釈について、 記載の適正化を行う。						

- 注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、
※16を削除する。(以降の
注釈番号を繰り上げる。
また、※16の注釈について、
記載の適正化を行う。

機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項					
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当			
2. 格納容器スプレイ系												
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路												
—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長				
b. 手動起動												
—	モード1、2、3及び4	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長				
c. 格納容器圧力異常高												
119 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4※16	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。 <i>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。</i>	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長				
補正箇所												
補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)												
機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項					
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当			
2. 格納容器スプレイ系												
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路												
—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長				
b. 手動起動												
—	モード1、2、3及び4	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長				
c. 格納容器圧力異常高												
119 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4※16	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長				

申請書の別添
(1)内原子力発電用原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄

- 注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、
※16を削除する。(以降の
注釈番号を繰り上げる。)
また、※16の注釈について、
記載の適正化を行う。

機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項											
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当									
3. 格納容器隔壁																		
a. 格納容器隔壁A																		
(1)格納容器隔壁A作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長									
(2)手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長									
(3)格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																	
(4)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照																	
b. 格納容器隔壁B																		
(1)格納容器隔壁B作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長									
(2)手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																	
(3)格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照																	
補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）																	
申請書の別添																		
	(1)内原子力発電別原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄																	
<p>申請※16として記載している内容を指置の欄に記載し、 ※16を削除する。（以降の 注釈番号を繰り上げる。） また、※15の注釈について、 記載の適正化を行う。</p>																		

機能	設定 値		適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離										
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。 定期検査時	定期検査時	発電課長	
(2)格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照									
(3)6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4 1母線当たり3		A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び保修課長	
d. 格納容器換気系隔離										
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
(2)手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
(3)非常用炉心冷却系作動		機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照								
補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)										
機能	設定 値		適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉		条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当	
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離										
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長	
(2)格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照									
(3)6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4 1母線当たり3		A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び保修課長	
d. 格納容器換気系隔離										
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
(2)手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
(3)非常用炉心冷却系作動		機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照								
補正箇所										
申請書の別添 (1)内原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄										
• 注記※16として記載している内容を指置欄に記載し、 ※16を削除する。(以降の 注記番号を繰り上げる) また、※15の注記について、 記載の適正化を行う。										

機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項								
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当						
4. 主蒸気ライン隔離															
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)及び3(c)	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長						
b. 手動起動	—	モード1、2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長						
c. 格納容器圧力異常高	81 kPa[gage]以下	モード1、2(c)及び3(c)	4※16	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長						
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照											
補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)															
機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項								
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当						
4. 主蒸気ライン隔離															
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)及び3(c)	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長						
b. 手動起動	—	モード1、2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長						
c. 格納容器圧力異常高	81 kPa[gage]以下	モード1、2(c)及び3(c)	4※16	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長						
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照											
補正箇所															
申請書の別添 (1)国内原子力発電用原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄															
<p>申請※16として記載している内容を指置の欄に記載し、 ※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる) また、※16の注釈について、記載の適正化を行う。</p>															

機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当	
5.給水隔壁作動論理回路										
a.給水隔壁作動論理回路	—	モード1、2 (e) 及び3 (e)	2系統※17	A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。 定期検査時	定期検査時	保修課長	
b.蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80 %以下	モード1、2 (e) 及び3 (e)	1基当たり ^{※16} 4	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行ふことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 定期検査時	定期検査時	保修課長	
c.非常用炉心冷却系作動	機能 1. 非常用炉心冷却系を参照									
d.1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f) 及び3 (f)	4 ^{※16}	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行ふことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 定期検査時	定期検査時	保修課長
	原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照								

機能	設 定 値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当	
5.給水隔壁作動論理回路										
a.給水隔壁作動論理回路	—	モード1、2 (e) 及び3 (e)	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。 定期検査時	定期検査時	保修課長	
b.蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80 %以下	モード1、2 (e) 及び3 (e)	1基当たり ^{※16} 4	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行ふことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 定期検査時	定期検査時	保修課長	
c.非常用炉心冷却系作動	機能 1. 非常用炉心冷却系を参照									
d.1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f) 及び3 (f)	4 ^{※16}	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行ふことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 定期検査時	定期検査時	保修課長
	原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照								

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

補正箇所

申請書の別添
(1)内原子力発電用原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄

- 注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、
※16を削除する。(以降の
注釈番号を繰り上げる)
また、※15の注釈について、
記載の適正化を行う。

機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{11} \sim 1.3 \times 10^{10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合※18 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長はモード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査	定期検査時	保修課長
b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3(a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合※18 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長はモード3にする。 B. 2 当直課長はモード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査	定期検査時	保修課長
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合※18 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長はモード3にする。 B. 2 当直課長はモード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査	定期検査時	保修課長

※18：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤送信した場合を含む）をいう。

機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{11} \sim 1.3 \times 10^{10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合※18 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長はモード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査	定期検査時	保修課長
b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3(a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合※18 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長はモード3にする。 B. 2 当直課長はモード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査	定期検査時	保修課長
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合※18 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長はモード3にする。 B. 2 当直課長はモード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査	定期検査時	保修課長

※19：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤送信した場合を含む）をいう。

補正箇所

申請書の別添

(1)内原子力発電用原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄

- 注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、
※16を削除する。(以降の
注釈番号を繰り上げる。)
また、※15の注釈について、
記載の適正化を行う。

補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	表33-4 事故時監視計装										
		項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※19}	確認事項	項目	頻度	担当		
後補正	1次冷却系計装 ^{※20}	モード1、2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長					
			2	B. 条件Aの各2(2)	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
			2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。							
			2	D. 条件Cの各2(2)	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。	10日 12時間 36時間	1か月に1回	当直課長				
	化学体積制御系計装 ^{※21}	モード1、2及び各S6.2	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長					
			2	B. 条件Aの各2(2)	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
			2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。							
			2	D. 条件Cの各2(2)	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。							
	燃料取替用水系計装 ^{※22}	モード1、2及び各S6.2	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長					
			2	B. 条件Aの各2(2)	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
			2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。							
			2	D. 条件Cの各2(2)	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。							
	原子炉格納容器閾值計装 ^{※23}	モード1、2及び各S6.2	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長					
			2	B. 条件Aの各2(2)	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
			2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。							
			2	D. 条件Cの各2(2)	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。							
	原子炉補機冷却系計装 ^{※24}	モード1、2及び各S6.2	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長					
			2	B. 条件Aの各2(2)	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
			2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。							
			2	D. 条件Cの各2(2)	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。							
	制御用空気系計装	モード1、2及び各S6.2	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長					
			2	B. 条件Aの各2(2)	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
			2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。							
			2	D. 条件Cの各2(2)	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。							
	非常用炉心冷却系計装 ^{※25}	モード1、2及び各S6.2	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長					
			2	B. 条件Aの各2(2)	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
			2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。							
			2	D. 条件Cの各2(2)	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。							
補正箇所	申請書の別添 (1)内原子力発電用原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄	表33-4 事故時監視計装								申請書の別添 (1)内原子力発電用原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄		
		申請※16として記載している内容を指置欄に記載し、 ※16を削除する。(以降の 注釈番号を繰り上げる) また、※15の注釈について、 記載の適正化を行う。										

補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	表33-6 中央制御室非常用循環系計装							
		機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路		モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※17}	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
		A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
		B. 2系統が動作不能である場合	B.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日					
		C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
		D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※18} 。	速やかに					
		A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
		B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日					
		C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
		D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※18} 。	速やかに					
	3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照							
補正箇所	補正後（2019年11月22日付 原発本第150号）	表33-6 中央制御室非常用循環系計装							
		機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路		モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※18}	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
		A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
		B. 2系統が動作不能である場合	B.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日					
		C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
		D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※18} 。	速やかに					
		A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
		B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日					
		C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
		D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※18} 。	速やかに					
	3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照							

申請書の別添
(1)内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

- 注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、
※16を削除する。(以降の
注釈番号を繰り上げる。)
また、※15の注釈について、
記載の適正化を行う。

補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	表33-7 中央制御室外原子炉停止装置							
		機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※21			確認事項		
後 補 正	ほう酸ポンプ 充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2及び3	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
			A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				
			A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
後 補 正	充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
			A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード5にする。	56時間				
※21：機能ごとに個別の条件が適用される。									
補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	表33-7 中央制御室外原子炉停止装置							
		機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※22			確認事項		
後 補 正	ほう酸ポンプ 充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2及び3	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
			A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				
			A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
後 補 正	充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
			A. 1つの機能が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード5にする。	56時間				
※22：機能ごとに個別の条件が適用される。									

- 申請書の別添
(1)内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
- 注記※16として記載している内容を指置の欄に記載し、
※16を削除する。(以降の
注記番号を繰り上げる。)
また、※15の注記について、
記載の適正化を行う。

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※21			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
加圧器圧力 蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2及び3 モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長
		A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長
中性子束（中性子源領域） 1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード2（P-6イタヨウ未満）、3及び4 モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長
		A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長
補正箇所 申請書の別添 (1)内原子力発電用原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	機能を満足できない場合の措置※22			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
加圧器圧力 蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2及び3 モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長
		A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長
中性子束（中性子源領域） 1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード2（P-6イタヨウ未満）、3及び4 モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長
		A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長

- 注釈※16として記載している内容を指置の欄に記載し、※16を削除する。（以降の注釈番号を繰り上げる。）また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。